

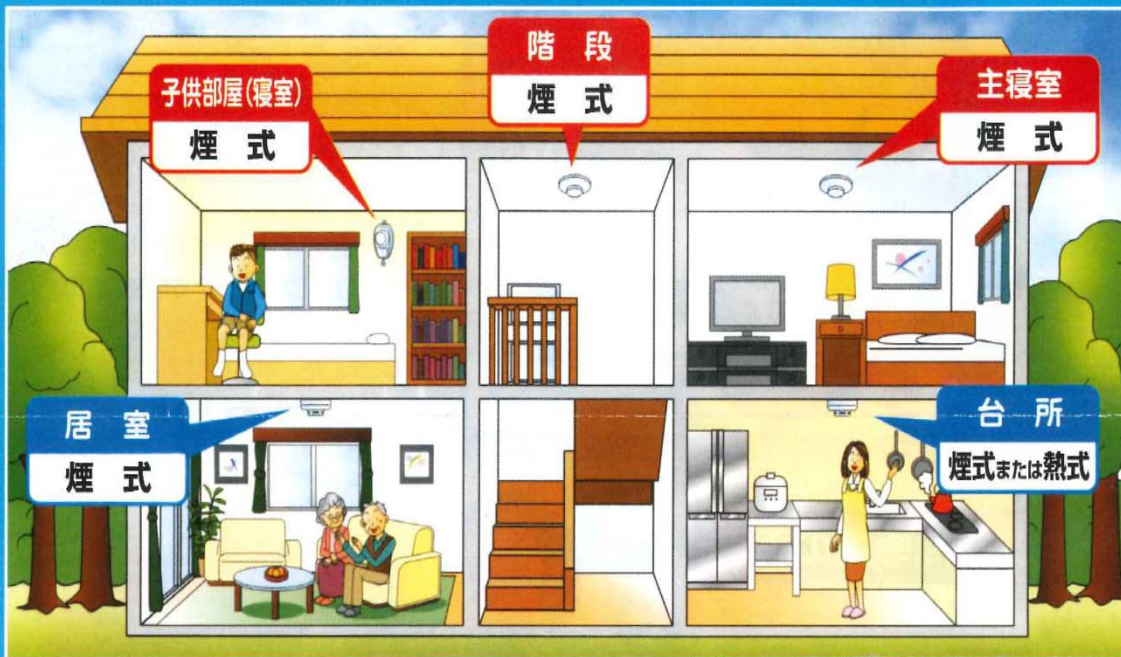
# あなたの家では、設置しましたか？

## 住宅用火災警報器で助かる命があります。

平成20年6月1日から全ての住宅に  
設置が義務付けられています。

### 設置する場所

- 寝室 就寝に使われている部屋
- 階段 就寝に使われている部屋がある階の踊り場
- 台所や高齢者の居室などへの設置もおすすめします。



あなたの身の回りで起きた「危険な事例」を紹介いたします。

例えば  
台所で



てんぷらの鍋を火にかけたまま、  
つついテレビに夢中に…。



階段の上の火災警報器が作動。初期消火・119番され大事には至りませんでした。

あっ！寝ている最中に蹴った布団が、電気ストーブに触れて…。

寝室で感知  
火災警報器（煙式）  
が作動！

大変だ〜！



掛け布団が暖房のため使用していた  
電気ストーブに触れ、布団を焦がし  
ましたが、幸いけがもなく、ほやで  
すみました。早期に発見・初期消火  
したため、大事に至りませんでした。

## 悪質訪問販売の事例



悪質な訪問販売  
にご注意を！

「消防署からきました。」と嘘をついてだます。また、「住宅用火災警報器の点検にきた。」といって強引に部屋に押し入り点検のフリをして売りつけるなど、さまざまな手口を使って不適正な価格、無理強い販売などを行う業者に注意して下さい。

消防法では、住宅用警報器の未設置について、**罰則・罰金**は定めてありませ  
ん。香取広域市町村圏事務組合消防本部・消防署では、住宅用警報器の**直接  
販売**や**販売委託**はしてありません。不審に感じたらはっきりと断りましょう。

問い合わせ先：香取広域市町村圏事務組合消防本部 予防課  
電話 0478-52-1192